

## 長岡市選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりです。

令和8年1月27日

長岡市選挙管理委員会

委員長 鷺 尾 純 一

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	4, 315
2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	71, 912
3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	35, 956